

■1 パブリックコメントの反映

番号	ページ	意見内容	変更内容
1	31ページ、 41ページ	子どもを措置する時と同様、家庭復帰の過程も丁寧に進める必要がある。里親家庭であれば、子どもの意見、里親の意見、実親の意見を丁寧に時間をかけて聞き取りながら、そのタイミングをはかる必要がある。里親が、突然一方的に子どもを引き上げられたと感じるようなことのないような配慮が必要である。	●31ページ「(1)児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化」に以下の記載を追加。 「また、措置解除の場面においても、家庭復帰や自立に際して各関係者が納得した形での結論となるよう、子どもだけでなく実親・里親等の意見も聞いたうえで判断していきます。」 ●41ページ「③未委託家庭の解消」に以下の記載を追加。 「未委託家庭となる里親は、里親委託の際の不調等、過去に受託した際の出来事が原因となることも少なくありません。 過去の受託における状況の聞き取りを丁寧に行い、里親が次の里親委託に前向きになれるようフォostリング機関と連携してサポートします。」
2	39ページ	子どもの最善の利益を追求し、虐待を受けた子どもたちが、地域から切り離されることなく同じ学校に通えるように、やむを得ない場合を除き、豊島区の里親に措置することを第一としてほしい。そのためには区内の里親を増やす必要がある。	39ページ「②里親登録数の増加」に以下の記載を追加 「里親による通学支援を受けながら原籍校に通い続けることができる等、子ども達が里親委託に伴って転校する影響を最小限に抑えるため」
3	40ページ	長期に預かる里親だけでなく、いわゆる「3日里親」や「週末里親」を制度として確立し、予防的に家庭を見守る体制を作ることが、子どもを長く措置することになるよりコストも少なく済むと思う。	「②里親登録数の増加」に以下の記載を追加。 「「週末里親」のように短期で受け入れ可能な里親を整備することで、里親はそれぞれの生活に合わせた受託が可能となり、子どもも実家庭から離れる時間を作ることで、ショートステイ事業と同様に虐待の予防効果が期待されます。 里親として、長期間の委託が難しい方でも里親家庭として活動できる方策として、短期間での受託をメインとしたリクルートを行うことで、里親としての活動の裾野を広げつつ、その中で長期の委託をできる里親を育成していきます。」
4	42ページ	慣れ親しんだ里親は子どもをサポートしてくれる大事な人的資源である。家庭復帰したら連絡が取れなくなるのではなく、里親との関係も継続できるように考えてほしい。里親や施設に子どもが措置された実親に対しても同様で、なるべく面会の機会をつくり、成人するまで社会的養護の下にあったとしても、その後の長い人生をサポートしてくれるであろう実親との関係を切らないようにしてほしい。	「⑤里親委託児童への支援の強化」に以下の記載を追加 「一方、里親委託後、家庭復帰が難しい子どもにおいて、「実親の存在・実親との向き合い方」をどのように行っていくかを検討します。それぞれが別で暮らすことになったとしても、親子再統合支援事業を通じた交流を行うことで、お互いを尊重しつつ今後の人生を歩むことができることは、子どもが成長していく中で非常に重要なことです。 また、里親家庭から措置解除となり、実家庭に復帰した場合や、自立により里親家庭を離れた子どもにとって、里親家庭は貴重な地域資源の一つともなります。現在、自立による里親家庭の委託解除を除き、実家庭に復帰した場合は里親家庭との交流は途絶えてしまいますが、実家庭への復帰後の状況を見ながら、フォostリング機関の援助を受けながら里親家庭との交流を続けることが子どもにとっての心の拠りどころとなることも期待されるため、その方法についても検討していきます。」

番号	ページ	意見内容	変更内容
5	56ページ	児童養護施設も必要だと思う。これまでのような広大な敷地や大きな建物ではなく、グループホーム形式で、地域の民家を使って点在する施設が、社会的養護として望ましいと思う。また、児童養護施設でショートステイやトワイライトステイの受け入れができれば、区内の家庭が通いやすくて良いと思う。	「① ショートステイ及びトワイライトステイ事業の受け入れ先」に以下の記載を追加し、受け入れ先確保の必要性を補強。 「○ ショートステイ及びトワイライトステイ事業は、家庭養育支援における重要な事業であり、今後保護者からのニーズが更に高まることが予想されることから、その動向への確実な対応が求められます。」 (次項目以降に区内における受け入れ先確保について記載)

■2 その他

番号	ページ	理由	変更内容
1	目次、18ページ	内容・対象の明確化のため	第3章-1の表題を「当事者である子どもの権利擁護の推進」から「社会的養護を必要とする子どもの権利擁護の推進」に変更
2	3ページ	内容・対象の明確化のため	本計画における「子ども」、「児童」、「若者」の用語の定義を追記。
3	8ページ	用語の誤り修正のため。	「(2)社会的養護のもとで育つ児童数の推移」を「(2)代替養育のもとで育つ児童数の推移」に修正。
4	12ページ	算定誤りの修正。	令和5年度の一時保護所の平均保護日数を「57.8日」から「56日」に修正。
5	16ページ	数値の修正及び内容の明確化のため。	「(2)必要となる里親数」の記載を修正 【修正前(素案)】令和6年2月時点の都における全ての里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約38.5%であったことから、里親等への委託の実現には、約2.59倍の登録家庭が必要となります。 【修正後】令和4年度末時点の東京都内における全里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約67%でした。このことから、里親委託が必要な児童全てを委託するためには、委託児童数の約1.49倍の登録家庭が必要となります。なお、里親委託は豊島区内だけでなく都内全域で行っているため、豊島区内の里親を増やすだけでなく、都内全体で里親数を増やしていく必要があります。
6	21ページ	当事者である子どもによる評価検証、計画策定等への参画を確実に進めるため。	子どもの権利擁護に係る今後の取組に以下の記載を追加。 「○ 子どもの権利や権利擁護の取組について、子ども本人の認知度や理解度、利用度・満足度を向上させるため、定期的な調査などにより検証・改善を進めます。 ○ 本計画の見直しや、子どもの権利擁護に関する施策の検討にあたっては、当事者である子どもや社会的養護経験者の参画(委員としての参画、ヒアリングやアンケートの実施など)のもとに進めます。」
7	21ページ	国の策定要領に基づく評価指標について、目標を明記するため。	「■3 計画期間における目標」に指標を追加
8	23ページ	サポートプランの策定体制の整備状況について明記するため。	「(1)支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制」に以下の記載を追加。 「こども家庭センターでは、毎月2回合同を開催し、サポートプランを策定する体制を整えました。」

番号	ページ	理由	変更内容
9	24ページ	母子生活支援施設の現状について明確に記載するため。	「④入所等の支援」の母子生活支援施設について、以下の記載を追加。 「これらの事業などを通じた区との連携により、妊産婦の受入れや、児童福祉施設等から退所する前の子どもと母親との親子関係調整などにも活用されています。」
10	25ページ	母子生活支援施設の課題について明確に記載するため。	「【課題】の②母子生活支援施設」に以下の記載を追加。 「施設についての認知と理解を促進し、支援を必要とする母子が確実に施設を利用できるようにするための情報発信のあり方が課題となっています。」
11	27ページ	母子生活支援施設の実施への支援について明確に記載するため。	「■2今後の取組 ⑤母子生活支援施設との連携の強化」について、以下の記載を追加。 「また、支援を必要とする母子が確実に施設を利用できるようにするため、関係機関への理解促進と施設についての情報発信の取組を支援します。」
12	31ページ	親子再統合に係る組織の検討について明記するため。	「(2)親子関係の再構築に向けた取組」に以下の記載を追加。 「より良い支援が行えるよう努めるとともに、親子再統合支援を専門的に行う係の創設も検討します」
13	32ページ	児童相談所長による特別養子縁組適格の申立て等について明記するため。	「(3)特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築」に以下の記載を追加。 「○児童相談所長による特別養子縁組適格の申立て等 親の養育意思がなく、子どもを児童相談所が措置した出生後に連絡が取れなくなる場合や親が行方不明となった場合等実家庭に復帰することが難しい場合には特別養子縁組等の手続を進めることとなります。しかし、その際実親の同意を得ることができず、早期のパーマネンシーの実現に大きな支障をきたすこととなります。 この場合、児童相談所長が特別養子縁組適格の申立て及び特別養子縁組成立の申立てを行うことで、早期に特別養子縁組を成立させることができ、養親のもとで安定した生活を送ることができるようになります。 現在、児童相談所においてその事例はありませんが、弁護士等とも連携して体制を整備に向けた検討を行います。」
14	33ページ	国の策定要領に基づく評価指標について、目標を明記するため。	「■3 計画期間における目標」に指標を追加
15	35ページ	国の策定要領に基づく評価指標について、目標を明記するため。	「■3 計画期間における目標」に指標を追加
16	43,44ページ	国の策定要領に基づく評価指標について、目標を明記するため。	「■3 計画期間における目標」に指標を追加
17	45ページ	事業内容の変更について明記するため。	自立時支度金についての解説について、下線部の記載を追加。 「※令和6年度から施設入所に係る措置費(大学進学等自立生活支度費及び就職支度費。国と区が1/2ずつ負担)について、保護者などから経済的支援を受けられない場合の加算が約20万円から約41万円に増額されたため、令和7年度からは、区の支援を10万円のお祝い金に変更予定です。」
18	46ページ	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備検討について明記するため。	「■2 今後の取組」に以下の記載を追加。 「社会的養護経験者も含めた対象者の実態と支援ニーズを把握し、支援を確実に行うため、社会的養護自立支援協議会の設置など、支援体制の整備について、関係機関を交えた検討を進めます。」
19	17ページ	当事者である子どもたちの声を計画本文に明示するため。	巻末に掲載している、計画検討のために行った当事者調査のうち、社会的養護のもとにある子どもと社会的養護経験者へのヒアリングとアンケートの結果を掲載。